

事業活動により生じた廃棄物

①事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理すること
 ②再生利用等を行うことによりその減量に努めること
 ③廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと ①～③が事業者に法律で義務づけられています

◎産業廃棄物(法律及び政令で定めるもの) … 産業廃棄物処理業者へ処理を依頼
 ◎事業系一般廃棄物(産業廃棄物以外のもの) … 一般廃棄物処理業者へ処理を依頼、または清掃プラント(クリーンセンター)へ自己搬入

一般廃棄物処理業者(令和4年1月現在(認定許可者を除く)、五十箇所)		
1	(株)ナカイ	055-933-3333
2	(有)新井商事	055-976-8804
3	市栄産業(株)	055-966-5312
4	環境サービス(株)	055-941-6006
5	(有)正和産業	055-931-2829
6	シンワ産業(株)	055-966-2419
7	(有)大真商会	055-966-2408
8	(株)太洋社	055-962-4807
9	東海クリーンシステム(株)	055-925-5553
10	(有)東豊企業	055-986-1190
11	(有)野原商事	055-962-8788
12	(有)ふじトータルクリーン	055-963-4390
13	(有)戸田総業	0558-94-5500
14	(有)松岡商事	055-966-9126

沼津市の許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託します。収集回数や処理料金などは業者との個別契約になります。

「沼津一般廃棄物処理業協会」 055-933-7829 921-9332

◎事業所から出る一般廃棄物が、月平均100kg以下である場合、
 沼津市事業系指定袋 で排出することができます。(資源、埋め立てごみを除く)

注意事項

- 事業者の責任として、ごみの出し方のルールを守って排出してください。
- 市に「少量排出事業者集積場所使用届」を提出してください。
- 排出するごみ集積場所を管理する自治会の了承を得てください。
- 袋には必ず事業所名を記入してください。

販売 クリーンセンター管理課、市役所環境政策課、各市民窓口事務所、大手町会館
お問い合わせ クリーンセンター管理課 055-933-0711

出せない・処理できないもの

■ ごみ集積場所に出せないもの

- 取扱店(販売店)に依頼するか、解体して清掃プラント(クリーンセンター)へ持ち込むもの
 - オルガン、電子オルガン(エレクトーン)などの大型鍵盤楽器
 - マッサージチェア
- 清掃プラント(クリーンセンター)へ持ち込むもの(家庭から出たもので少量に限る)
 - ブロック、レンガ、コンクリート製物干し台、瓦、臼

*解体ができない場合は、多量の場合は、一般廃棄物処理業者にご相談ください。

「沼津一般廃棄物処理業協会」 055-933-7829

■ 市で処理できないもの 取扱店、廃棄物処理業者に依頼して処理してください。

- タイヤ
- たたみ
- ピアノ
- 未使用的消火器
- 耐火金庫
- 廃油(灯油、ガソリン、オイルなどの鉱物油)
- 特殊薬品(毒薬、劇薬、農薬等)と、その容器
- 農業用ビニール、シート類
- LPGボンベ等
- 建築廃材等
- 漁業用具
- バイク等
- ビルドインタイプのIH・ガス台
- 土・石・砂(ごみではありません)